

議案第 17 号

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東郷町消防団員等公務災害補償条例（昭和43年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の東郷町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東郷町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案の概要

### 1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

(1) 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低限を8,900円から9,100円に引き上げること。（第5条第2項関係）

(2) 非常勤消防団員等に係る補償基礎額を次のように改めること。（別表関係）

#### ア 団長及び副団長

勤務年数	改正後	改正前
10年未満	12,500円	12,440円
10年以上20年未満	13,350円	13,320円
20年以上	[14,200円]	14,200円

[ ]は改正なし。

#### イ 分団長及び副分団長

勤務年数	改正後	改正前
10年未満	10,800円	10,670円
10年以上20年未満	11,650円	11,550円
20年以上	12,500円	12,440円

#### ウ 部長、班長及び団員

勤務年数	改正後	改正前
10年未満	9,100円	8,900円
10年以上20年未満	9,950円	9,790円
20年以上	10,800円	10,670円

### 3 施行期日等

(1) 令和6年4月1日から施行すること。

(2) 施行日前に支給すべき事由が生じた場合の補償基礎額について、経過措置を設けること。